

此三句展轉相成、以信心不淳故無決定、無決定故、念不相續、亦可、

念不相續故不得決定、信不得決定、信故心不淳、

とのたまふ古來之を順逆展轉といふ宗祖聖人も、和讃に

一者信心あつからず 若存若亡するゆへに

二者信心一ならず 決定なきゆへなれば

三者信心相續せず 餘念間故とのべ給ふ

三信展轉相成す 行者こゝろをとゞむべし

信心あつからざるゆへに 決定の信なかりけり

決定の信なきゆへに 念相續せざるなり

念相續せざるゆへ 決定の信をえざるなり

決定の信をえざるゆへ 信心不淳と述べ給ふ

とのたまふ『論註』の文、初は順轉し亦可よりは逆轉して、展轉相成の義を述べ、日溪は順轉は法の自然に約し逆轉は機の修入に約すといへり、古人此の順逆展轉の義を、更に横豎に解釋し信心不淳等の六句を、一たびは宗とし、一度は因として迭相收攝の義とす、六句の隨一を宗とし、他の五句を因とし、因に三十句を成じ宗に六句を成ず、宗因並べ數ふれば、三十六句を成ずといふ、左の如し。

若存若亡故

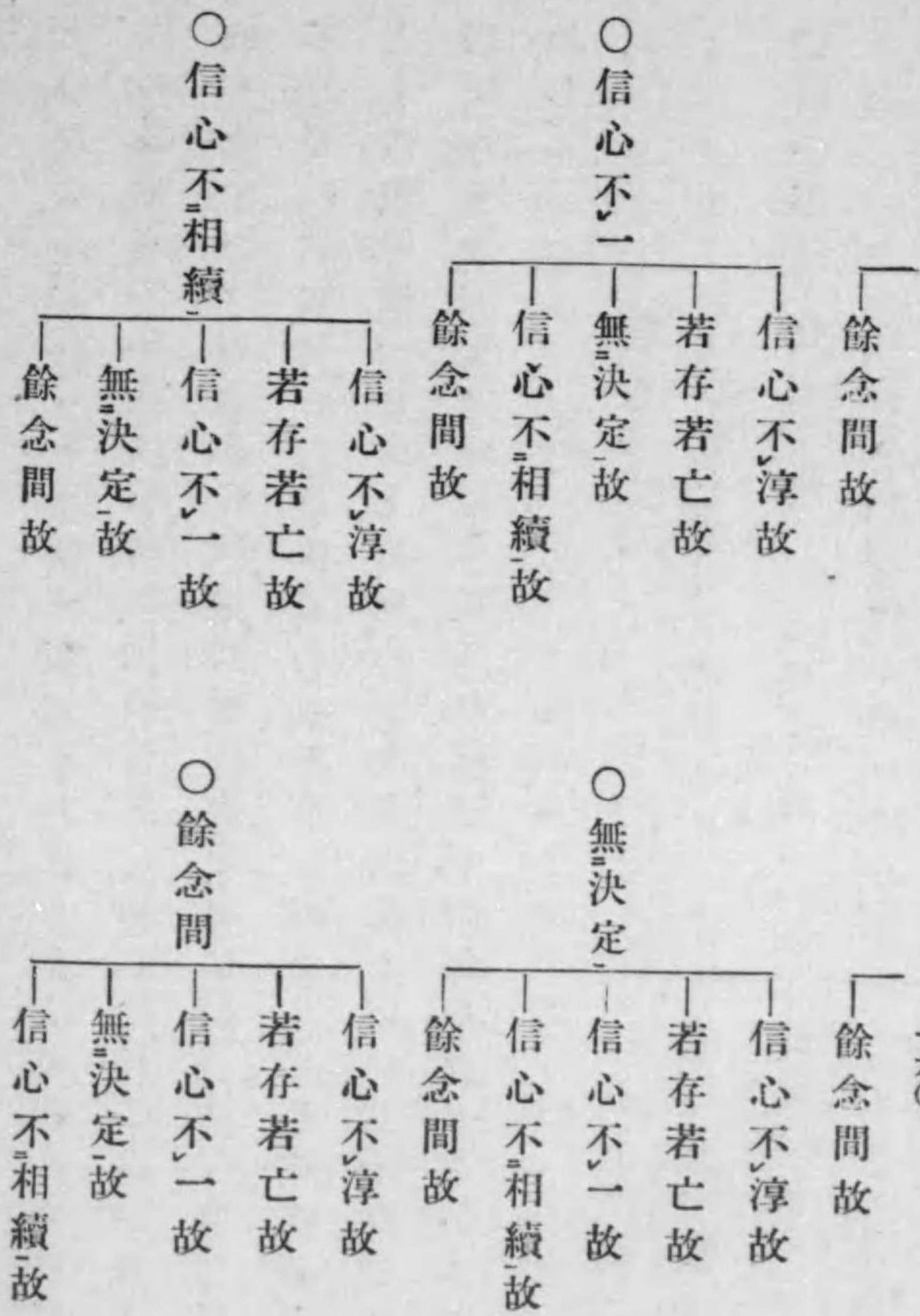
信心不一故

○信心不淳

無決定故

○若存若亡

信心不淳故



宗因とはいへども、因明に所謂正しき規則には同じからず、唯是所成能成を分つのみ、三信元是圓具不次第なるが故に、因故の遍轉は、却て其義を顯すに足る、之を迭相收攝の義とす。

第十六章 聖淨二門論

第三大門に四章あり、文相を見れば、其要は第一章の二道の辨釋にあり、第二章の劫の大小を明すも、第二章の輪廻無窮を明すも、二道に就て、其難は捨つべく、易は歸すべきことを、詳にせんが爲めに、長劫を歴て、迷界流轉することを示し、第四章は捨難歸易の證文を擧げて結勸するなり、然れば、第三大門の大綱は、難行道易行道を明すに在り、聖道と往生淨土の二門判釋は、第三章輪廻無

窮を明すに、五節ある第五節の輪廻無窮の所由を示すより起る、然るに『選擇集』第一章この二門判釋の文を標榜し、是によりて、淨土教開闢の基礎を定め、却つて『論註』の難易二道の文を、私釋中に引きたまふ、此の意を窺へば、龍樹菩薩に始り、曇鸞大師に至りて、展開したる二道判は、道綽禪師の聖道淨土の二門判を明かす素地の釋の如し、宗祖聖人も之を承けて、二門判釋を以て禪師の釋功を嘆じ、『安樂集』一部の宗致としたまふ、然るに、文相は大門中の第三章の子科にありて、大門全體は、二道を料簡したまふ如し、故に、古來の宗學者解説紛々たり。石泉の『安樂集義疏』の意に依れば、此の集第二大門に於て、廣く料簡して、遠く第一大門の第一章約時被機して、唯有淨土一門の趣入すべき路を明し念

佛の教義を成立し、第三大門に至りて、一代佛教に涉りて、二門を立て、其意を詳にしたまふ、故に、文相は二道を明すを主として、二門は其傍明に似たれども、義脉を尋ねれば、『十住論』の易行道の如きは、廣く諸佛に通じ、いまだ別途の義を顯了せず、『論註』に至りて、易行を別途に約し、因行を果地に轉じて、往生不退の義を明したまふ、禪師更に『論註』の意を擴張し、因行に約し、不退に望め、諸佛に通ずる易行の名を改めて、往生淨土門と稱し、其教體を定るに、是故『大經』云と標して、第十八願を擧げ、二由一證を以て、此土入聖の聖道門を廢し、唯有淨土一門可通入路の義を究竟したまふ、是元祖宗祖二聖人の、特に之を以て、禪師の釋功を嘆じたまふ所以なり。但禪師は溫柔の筆に依り、聖淨を以て難易を判

し、別を以て通を奪ふの文勢をなしたまふ、故に、文相を以ていへば、第三大門は、第一章の二道の辨釋その主たり義脈を以ていへば、第三章の第五節に擧げたまふ二門の判釋その宗致たり、管に第三大門のみならず、二門判釋の義勢此の集一部に活躍して、往生安樂の教義を極成したまふ。

西河以後元祖宗祖兩聖人、盛んに此の二門判釋を發揮したまひしより、今日にては、此の二門の名稱廣く佛教界に應用せらるゝことゝなれりといへども、元來この聖道と往生淨土との二門を以て佛教判釋することは、其意義に於ては、聖道系統の人々の許用すべきものにあらず、聖道系統の人は釋迦一代の佛教を通じて、其目的は一の究竟成佛にありて、彌陀の本願をたのみ念佛し

て西方の淨土に往生せんと期するものあるも、是唯成佛に達するまでの中路に於て、一種の修行増進の簡便法を經由するに過ぎず、彼等の考にては、現世界は釋迦佛の應壽短縮にし、鶴林の烟既に消えて迹なく、龍華の曉猶遠くして、五十六億七千萬歳を隔つこの無佛の時にありて、道を修し成佛に達せんとするは、下女の主婦なき家に奉公して、行儀作法を習得せんとするに似たり、彌陀佛の淨土は、人天雜居して此の穢土に勝ること伯仲の間なりといへども、其土に住したまふ主佛たる彌陀は、不可稱計の壽命をたもち、今現在に説法したまふ、故に此の處に往きて修行せば、魔縁少くして、成佛に至ること、おのづから速かなるべしと思惟す、天台大師などの、西方願生の思想皆是にして、根本的に二門

を別見し、西方淨土の往生を以て、究竟の證果とはせざるなり、今禪師の意は、之に異りて、一代佛教に、根本的二種の分岐ありて、此上入證の自力自攝の法を聖道門とし、此の門によりて修行進趣して、成佛に達する故に、聖道門を亦成佛法とも名く、彼土得證、他力他攝の法を淨土門といひ、此の門に屬する人の考にては、究竟の理想は往生にして、成佛の如きは、往生に即したる自然的結果なり、之を生即無生といひ、往生即成佛といふ、經に説ける淨土菩薩の因相の如きは、廣門示娛樂の示現とす、故に、彌陀淨土に往生して、之を迤りて、捷徑として、成佛に至るなど、は思はざるなり、此の集二門判釋は、是の如き意味ありて、龍樹菩薩の難行道、易行道の判釋を標榜したまへり、故に、二道の判、禪師に來れば、唯不退

に望める因行の名にあらず、易行といふも、十方佛、三世佛等に通ずる名にあらず、此土入證の法に簡び、十佛等の稱名に簡びたる、別途不共、唯一門の念佛を稱すること、したまふ、此の集、在此修因向佛果を難行と名け、往生淨土期大菩提を易行と名くとのたまふは、是即二門を以て二道を釋するものにして、元祖宗祖の二道二門言異意同とのたまふもの、全く禪師の指南に依りたまふ、故に知る、元祖は禪師の二道を根本的に分別したまふ意によりて、念佛寓宗の僻見を排斥し、彌陀念佛獨立別開の旨を明かにし、淨土一宗を興行したまふことを、然れば、元祖聖人開宗の精神は、遠くは龍樹菩薩の二道判の意を承け、近くは禪師の二道の判意を展開して、二門の判釋をなしたまふに依りたまふこと知る

べきなり。

聖道と往生淨土との二門の名を立てたまふ其所據を窺へば、聖道といへる語は、諸經論の中に散見する所なるも、天親菩薩の造にして、菩提流支の譯なる『十地經論』の二に見ゆる文の如きは、恐く禪師の依りたまふものならんと思はる、彼文に經の

微難ニシキハ知聖道 非分別トナリ離念

といへる偈文を釋して

微者云何微、偈言難知聖道故、云何難知、謂說時難知、復云、何難知、大聖道難知、大聖者、所謂諸佛、是故言微、道者是因修行此道到聖處、故言難知、此微有二種、一說時甚微、二證時甚微、乃至非分別者、離分別境界故、離念者、自體無念故、如是聖道、名爲甚微。

といへり、聖とは諸佛の境界は、因人の測知すべきものにあらずるか故に、之を非分別といひ、又離念といふ、此の非分別離念の聖に到るの因行を道といふ、二字連續の意味をいはゞ、聖に到るの道を聖道といふ、此の集前に兜率願生を釋して

順於五欲、不資聖道

とあるも、天界の果報は、猶迷中を脱せざれば、大聖に到るの因道に於て資助の功なきをいふ。又『選擇集』に

不レ大乘及以小乘、於此娑婆世界之中、修四乘道得四乘果

とのたまへるも、聖を果とし道を因道としたまふこと、知るべし、然れども、『十地經論』に所謂聖道の名は、淨土に對して、佛教を判するの意義にあらず、菩薩十地の因行に就て、其聖果を獲得すべ

さちからあることを説明せるものにすぎず、一方に往生淨土門といふ名を立て、之に對するの名として判教したまふことは、道綽禪師の他力本願の教意を體得したまひし知見より起る、其一方の對目たる往生淨土門の名は、曇鸞大師に據りたまふ、「論註」願事成就の章に

此五種業和合、則是隨順往生淨土法門、自在業成就

とあり、此の文に依りて、往生淨土門の名を立て、聖道門との對目として判教の意義を顯し、捨聖歸淨の廢立をなしたまふ、第一大門の第一章に

若欲於斯進趣、勝果難階、唯有淨土一門、可以情悌趣入、

とのたまひ、第三大門の第一章に、「論註」に「十住論」の難行道易行

道を、此土入證と、便得往生、卽入大乘正定聚の果に望めて釋したまふ文を引き、後に

在此修因、向佛果、名爲難行道、往生淨土、期大菩提、乃名易行道、

とのたまひ、後に第三大門第三章の子科、輪廻無窮の所由を擧るに至りて

由不得二種勝法、以不排生死、是以不出火宅、何者爲二、一謂聖道、

二謂往生淨土、其聖道一種、今時難證、一由去大聖遙遠、二由理深

解微、是故大集月藏經云、我末法時中、億々衆生、起行修道、未有一

人得者、當今末法、現是五濁惡世、唯有淨土一門、可入路

とのたまふ、此の集一部前後の文の照應を考へ、龍樹菩薩の二道判の「華嚴經」の釋文なるが故に、判意の猶露骨ならざるものを、

『論註』を経て、其眞意を撥揮し、二道の名を改めて、二門の名を立てたまふ、此等の意趣より考ふれば、二門の判目は、佛教に、本來此土入證の成佛法と、彼土得證の往生法との二元あることを明し、成佛法を廢し、往生法を立てたまふ禪師の意趣なることを知る、故に、聖道の二字は、大聖に至るの因道と解するを本義とす、『步船鈔』、『末燈鈔』の釋名の如きは、隨宜の轉義といふべし、『步船鈔』には

聖者の行する道なるが故に、聖道といへば、凡夫の身には、難行なるべきこと、其義明なり、淨土門といふは、此土の修道をさしおきて往生淨土を願するなり、聖道の難行なるに對して易行道といひ現身修入の道に翻して、往生淨土門といふ、是皆凡夫

に被らしむることばなり

とのたまふ、之に依れば、聖を聖人とし、其所修の道なるが故に聖道といひ、以て凡夫所入の道の意を影對し、往生淨土の文字は、此土入證に影對す、具にいへば、聖人所修の道にして、此土入證なるものを聖道門といひ、凡夫所應修の法にして彼土得證なるものを淨土門といひ、影略互顯の意を含むを二門判目と見たまふ影略互顯とは左圖の如し。

聖人所修の道

此土入證

凡夫相應の道

往生淨土

又『末燈鈔』には

聖道といふは、すでに佛になりたまへる人の、我等が心をすゝ

めんがために、佛心宗・真言宗・法華宗・華嚴宗・三論宗等の大乘至極の教なり

とのたまふ如きは、聖道を以て、二十二願の修普賢徳の利他教化の權法としたまふよりて聖道とは、修普賢徳の聖者所設の道といふ意となる絶對の解釋にして宗祖聖人獨特の妙解なれば、此の集當面の義にはあらず、又『化卷』に

凡就一代教於此界中、入聖得果、名聖道門、云難行道、於安養淨刹、入聖證果、名淨土門、云易行道

とのたまふ如き、二門並に入聖の言あるより見れば、此界にありて成佛するものを聖道といひ、淨土に往生して即成佛の妙果をうるものを淨土門といふ、道は果道にして、菩提の果智をさす、具

にいへば、此土得聖道と、彼土得聖道の二種にして、一は所得の聖道を名として、此土の得處を影にし、一は得處の淨土をあげて所得の果を影にす、是亦一種の影略互顯といふべし。
此の二門教判所攝の法に就て、元祖聖人は、『選擇集』に左の如くのたまふ。

聖道門者、就之有二、一者大乘、二者小乘、就大乘中、雖有顯密權實等不同、今此集意、唯存顯大、及以權大、故當歷劫迂回之行、準之思之、應存密大、及以實大、然則、今真言佛心、天台華嚴三論、法相地論、攝論、此等八家之意、在此也、次小乘者、總是小乘經律論之中所明、聲聞緣覺、斷惑證理、入聖得果之道也、準上思之、亦可攝俱舍成實諸部律宗而已、凡此聖道門大意者、不論大乘、及以小乘、於此娑婆

世界之中、修四乘道得四乘果、四乘者、三乘之外加佛乘、往生淨土門者、就此有二、一者正明往生淨土之教、二者傍明往生淨土之教、初正明往生淨土之教者、三經一論是也、次傍明往生淨土之教者、華嚴、法華、隨求尊勝等、明往生淨土之諸經是也、又起信論實性論、十住毘婆婆論等、明諸往生淨土之諸論是也。

此の釋意に依れば、『安樂集』に所謂聖道門は、支那唐以後に起れる四車家の法義を以て見れば、唯歷劫迂回の行證を説く教法を撮めて、圓頓一乘の佛乘を撮めざるが如きも、よく此の集の意を窺へば、禪師以後の代に起れる實大乘の教も、教理はたとひ圓融無碍を説くとも、機修の邊よりいへば、亦是此の集にのたまふ

若徑攀大車、亦是一途、只恐現在退位、嶮徑遙長、自德未立、難可昇

進

といへる語中に攝すべし、故に、後世如何に圓理を談ずるも、此土入證、自力斷惑の法は、すべて聖道門に攝すべく、西方彌陀淨土に往生することを明せる教法は、淨土門に屬すべく構成したまふを、此の集の二門判とす。故に、宗祖聖人も、『化卷』には、凡就一代教等と、大小漸頓、一乘二乘三乘、權實顯密、豎出豎超を概括して聖道門とし、横出横超、眞假漸頓、助正雜行、雜修專修を撮めて淨土門としたまふ、今此の集及『選擇集』、『化卷』等を窺ひて、釋意を審にせんが爲に、疑問を左に羅列して、後に其解決を試むることとせん。

一、元祖の『安樂集』を以て、實大・密大を存せずとなし、義推を試みたまふ、其着眼點は、那邊にあるや。

二、『安樂集』は、淨土門の體を擧げて、是故大經云等と、第十八願を提出したまふ、淨土門中眞假の分別なしたまふ元祖宗祖の剖判と矛盾するにあらずや。

三、十方隨願往生教は二門の中何れに屬すべきや。

四、今集の淨土門と、善導大師ののたまふ廣開淨土門との同異如何。

五、此の集の約時被機の二門廢立と、宗祖聖人の唯一乘法の釋意とは、其義勢同か異か。

先第一疑を辨ぜば、此の集二門の判釋は、唯大乘の聖教に依るに、とのたまひて、小乘をいはず、是出離に就て問端を起すが故に、佛性を説かず、淨土をいはざる劣法の小乘を略して、大乘に就て、二

種の勝法ありとして、二門を出したまふ、されども、此の集に擧る二道は、即二門なるが故に、第三大門の始め、汎く漸頓の難行あることを明して

仰惟、大聖三車招慰、且羊鹿之運、權息未達、佛訶邪執障、上求菩提、
縱後廻向、仍名迂廻、若徑攀大車、亦是一途、只恐現居退位、嶮徑遙
長、自德未立、難可昇進、

とある。元祖聖人、此の一段の文意によりて、此の集の意を汲みて、唯存應存の釋をなしたまふことは、粗前に辨ずるが如くなれども、更に其意を具辨せば、集の文に羊鹿と譬ふるは、羊性遲鈍を、聲聞乘に比し、鹿性捲疾を、緣覺に比し、牛力强壯重きを引て遠方に至るを、菩薩乘に比し、『法華經』譬喻品に羊鹿牛の三車と説く、

行者聲縁の二乗を歴て、回心して菩薩乘に入るを漸機とし、二乗を歴ずして直に大乘に入るを頓機とす、此の集の文に、回小向大の機を迂回とし、直入菩薩乘の機を峻徑遙長とし、二乗の菩薩乘に對する迂回の權息といふべきも、もし直に菩薩乘に入るも、猶是峻徑難進なれば、權息も實證も、一渾して、易行に對すれば、難行たるを免れずと貶して

若攀大車、亦是一途

とのたまふ、亦の字、其畢竟同伍なりと、漸頓權實を貶する意なり、然るに、經に室内に於る羊鹿牛の三車と、室外に於る大白牛羊とを別見して、牛車に二類を分ち、大乘菩薩乘に、權大乘と實大乘とを分つを四車家といひ、同一視して、因より立名すれば菩薩乘と

いひ、果より立名すれば佛乘といふ、牛車は菩薩乘にして大白牛車は佛乘なりと談ずるを三車家といふ、禪師は猶是三車家の人なれば、後世四車の法門を以て擬すれば、佛乘を洩すが如くなるも、二乗も菩薩乘も、難行道の攝なりとしたまふ釋意より見れば、たとひ天台眞言の、教頓極圓融と誇るも、實修より奪へば、亦是峻徑遙長の難行のみとのたまふべきの理を存すといふを、元祖の釋意とす、元祖「大經釋」に

天台眞言、皆名頓教、然彼斷惑證理故、猶是漸教也

とのたまふも此の意なり、故に、「選擇集」に唯存とのたまふは、此の集猶是三車家の所談なれば、佛乘を洩すが如きをいひ、應存とは迂回も直攀も、共に難行と貶したまふより見れば、たとひ四車

の法義を以て擬するも、亦是難行聖道の攝屬とすべきを、含むとのたまふなり。元祖宗祖等の眼中には、三車といふも、四車といふも此の上更に五車の教義を立る家を生ずるも、自力斷證の範疇を出でざるものは弘願念佛の頓教に對すれば、皆是漸教の域を出でざるなりと見たまふなり。

禪師を以て、三車家とし四車家とするの論、古來宗學者間の異論なれども、禪師の時、華嚴宗いまだ興らず、天台宗は、智者大師の徳を以てするも、猶創開の運に屬す故に、釋義の當面は、禪師は嘉祥等と同じく三車家の人といはざるべからず、然れば、淨土を見るの眼光、其究竟に達するが故に、弘願念佛以外の諸法は、みな漸教に屬し、聖道に攝むべきの義を存す、「選擇集」の

準之思之

とのたまふもの、上の之は、次前の歷劫迂回の行を指し、下の之は「安樂集」の、文意を指す歷劫迂回の行を以て、聖道門と名けたまふの意を推せば、權息の二乗のみならず、實修實證の菩薩乘も、嶮徑遙長、皆聖道門に貶屬したまふ、故に實大乘も同じく斷證の法なれば、此の中に攝屬すべき意を存すとのたまふなり。

第二疑を釋せば、此集釋義の當相は、法門の攝屬を明すが故に、二門各其所屬の法あり、又禪師判釋を建立する本意よりいへば、淨土門の體は、第十八願にして、萬行は聖道門て其行體同じ、釋義は廣く諸法の所屬を指示するが故に、攝法不盡の失なく、判意は狹義究に竟眞實を顯すが故に、聖淨廢立の宗意極成す、善導大師は

其釋義最精密に、淨土門の廢立、卽定散要門と念佛との義趣を廣
開したまふ、禪師は時機を鑿み、溫和に准通立別したまふ、故に淨
土門内の眞假を詳釋したまはず、第十八願の法門を以て、聖道に
對して、唯一門通路の義を建立したまふ、されども、一部釋義を
通覽すれば、往生淨土の法門にも萬行を攝せり、故に往生淨土に
念佛と萬行との差別を成ず、第三大門第一章に

言易行道者、謂以信佛因緣、願生淨土、眞實起心立德、修諸行業、
(方便)

とのたまひ、又第五大門第一章には

一切行業、悉回向彼、但能專至、壽盡必生彼國、卽究竟清涼、豈可不
名易行之道

とのたまひ、殊に第四大門第二章には、明かに

所修萬行、但能回願、莫不皆生、然念佛一行、將爲要路

と、往生淨土に萬行、念佛の二類あることをのたまふ、此等の文を
對照すれば、この淨土門の二類、善導大師を経て元祖に至り、更に
宗祖聖人に至り、正雜專雜助正等の細判となる、易行道の起心立
德、修諸行業の八字を、『論註』の文に加へて引證したまふに就て
は、古來異説あれども、今は一義の意によりて、萬行往生のことゝ
なす。

第三疑を釋せば、前九番破會の條下に、元祖聖人の語を擧げて辨
ぜしが如く、嚴格なる意味に於ては、十方隨願往生の如きは、猶是
自心變の淨土往生なれば、其法門の攝屬は、聖道門とすべきもの

なり、更に之を詳にせば、此の集第二大門第三章廣施問答の條下に

一切萬法、皆有自力他力自攝他攝、千開萬閉無量無邊とのたまひ、第五大門第二章に

彼界位是不退、并有他力持、此處但有自分因、闕無他力攝とのたまひ、又第三大門第一章にも

諸大乘經所辨、一切行法、皆有自力他力自攝他攝、

とのたまふ、攝は攝持の義にして、其法を住持するちからをいふ、此等の意義を詳にせんがために、試に四句を作らば、左の如し。

聖道門

┌ 自力自攝 ─ 此土入證自力萬行
└ 他力自攝 ─ 十方隨願往生の類

淨土門

┌ 他力他攝 ─ 彼土得證弘願念佛
└ 自力他攝 ─ 萬行回願の往生淨土

彌陀佛の願力に攝持せらるゝを他攝といひ、此の中に、全く願力に托するものと、自力定散を離れざるものとありて、念佛往生と、萬行回願往生との二類を成じ、自己の佛性を見つめて、菩提心を起し、この心に攝持せられて起行を繼續して、佛果に至るを自力自攝とし、自力の弱きを感じ、佛力の援助を求むるを、他力自攝の十方願生の類とす、知るべし、此の集所明の二道、廣く一代佛教を判釋し、判釋の本意は、第十八願を闡明するにあることを。第四疑は、第二疑を釋する中に、自ら其義の見るべきものあれば、煩しくいはす。

第五疑は、宗祖聖人の二道の解し方に二途ありて、「二卷鈔」の始の如きは、二門相對にして、又「化卷」の如きは、絶對に據りて釋す、この「化卷」の自力利他教化地等の文意に就ては、異義紛々たれども、今此の集の二道は、相對判釋なること勿論なれば、「化卷」末燈鈔など、は、趣を異にする故に、辨述を省略することゝせん。

第十七章 念佛勝益論

第一節 總論

第四大門に三章ありて、總じて、念佛三昧の勝益を顯したまふ、前の第三大門に、二門廢立して、唯有淨土一門の通路を成じ、其通入の門戸といふ第十八願に誓ひたまへる、眞實念佛の法なること

を明したまへども、第一大門以來處々に説きたまふ力微の、相善は、化佛の入滅を觀るといへる如き、易行道中の萬行と、眞實念佛との比較の義あきらかならず、故に此の第四大門に來りて、特に眞實念佛の勝益を披握し、萬行に比較して、最勝の利益を顯したまふなり、僧樸の「錄」に第四大門三章の生起を辨じ

牛跡の水は、尺鯉を容れず、其道深廣なれば、勝人必ず由る、法に依りて人を成じ、人に因りて法を重んず、念佛の法門幾大徳ありて歎歸するやといふことを明さんために、第一章を擧げ、其勝人の弘傳する所の勝法を明さんために、次章に念佛の益を明す

といふ、今此の一大門の要を取りて、始終兩益と、延年轉壽の二義

を辨述せん。此の集に

明念佛三昧、以爲要門

とのたまひ、

念佛一行、將爲要路

とのたまふもの、後第六大門第一章に

法藏菩薩因中於世饒王佛所、具發弘願

とのたまふに對すれば、要門・弘願の語を見れども、宗學者の常にいふ要門・弘願の語とは、名同義別なり、常にいふ所は、善導大師の解釋によりて、「觀經」所説の定散二善を要門といひ、之を所廢とするところにして、此の集の萬行往生に當る、又弘願の名も第十八願「大經」所説の眞實念佛にして、「觀經」所立の念佛三昧を指す

名としたまふを、善導大師の解釋とし、此の集の是故大經云等とたまふものに當る、第六大門にいふ所の弘願の名は、廣く四十八願を概括して、廣弘の誓願なることを顯すものなれば、此の集とは意義同じからず、此の集の要門とは、善導大師の弘願とのたまへるものと同義にして、「觀經」の終り經要を擧げたまふ文に就ていへば

若念佛者當知此人是人中芬陀利華

以下の文の意なり、要即門の持業釋にして、眞實報土に往生する肝要の門戸即念佛三昧を指したまふ。

又第二章に明す所の念佛三昧爲宗を、前の第一大門第四章に明す所の觀佛三昧爲宗に對すれば、觀佛念佛の兩宗を明すが如き

も、是亦善導大師の兩宗とは、其趣を異にし、大師の兩宗は、「觀經」所説の法門を釋して、定散二善十六觀門を廢して弘願の稱名念佛を立せんが爲に擧る兩宗の説なれども、此の集の所明は、「觀經」及び諸經論に就て、彌陀念佛潤轉の義を明すを以て、所詮とするものなれば、觀佛といふも、念佛といふも、汎通の稱呼にして、念佛の語は、觀佛稱名を包括したるものなり、最勝最易の徳は稱名にありて、禪師判釋の本意も、こゝにあることは、前の二門判釋の一節、淨土門の教體を、「大經」第十八願の義に取りて、稱我名字の稱名を擧げたまひ、今之を承けて、萬行と念佛との優劣を明したまふを見て知るべきも、准通誘引の筆勢、所立の念佛三昧を明すに、一相三昧一行三昧就緣依相の觀佛稱名等の諸行相を列擧し

たまふ善導大師は定散の觀佛と稱名念佛とを別論して廢立し、禪師は一の弘願念佛の上に、觀念稱名を合論したまふ、定散の行も、弘願の信念の上には、眞實義を成ずるが故に、大師も自行の邊には、三昧發得したまふこと、傳に述ぶるが如し、大師の廢するは、要門自力の定散にして禪師の之を許すは、弘願如實行の定散なり、或人此の無相了達の三昧は、稱名念佛の法徳を明すものとして、定散を機修に於て見ざるを、此の集の所明なりといふ、然れども、此の集一部を通觀するに、其義明かならず、勿論、禪師の主意、稱名念佛にあることは、義趣見るべきものあり。

第二節 始終兩益論

第四大門第二章念佛三昧爲宗を明すに、廣く諸經論に依て、種々の念佛の修相を擧げたまふに、大別八番あり、第一は「花首經」により、第二は「文殊般若」に依る、此二は共に了達無相の觀念と、稱名なるが故に、概して一相三昧といふ、一相とは無相なり、文に依て分別すれば、第一を一相三昧といひ、第二を一行三昧といふ、第三は「涅槃經」、第四は「觀經」及餘諸部、第五は「般舟經」、第六は「大智度論」、第七は「華嚴經」、第八は「海龍王經」なり、第三より第八に至るの六を、就緣依相の念佛とす、緣とは諸緣不同にして、諸佛の現前、又見彌陀佛身、又終益始益等の事緣によりて、修相一ならざる

をいふ、此の中就緣取相の「觀經」等によりて、萬行と念佛とに就て、始終兩益を明したまへるもの、正しく念佛爲宗の本義なること、上に述ぶるがごとし、諸經論に渡りて、彌陀念佛の遍く説れたることを證したまへども、別依は「觀經」にありて、下々品の具足十念一部の要領たること、前後の文を見ても首肯せらる、前の廣施問答に、「觀經」の十念々佛を布演して、觀念稱名の二を開き、平生の機なれば、觀稱の念佛を行し、臨終の機に約すれば、唯稱名念佛すべきことを明したまふ二門判釋に至りて、臨終稱名を以て、淨土門の體を擧げ、今第四大門第二章に至りて、汎く觀稱に通じて、念佛三昧の諸經の宗致をあかす、其旨知るべし。

始終兩益とは、此の集の文に

所修萬行、但能廻願、莫不皆生、然念佛一行、將爲要路、何者、審量聖教、有始終兩益、若欲生善起行、則普該諸度、若滅惡消災、則總治諸難、故下經云、念佛衆生、攝取不捨、壽盡必生、此名始益、言終益者、依觀音授記經云、阿彌陀佛、住世長久、兆載永劫、亦有滅度、般涅槃時、唯有觀音勢至、住持安樂、接引十方、其佛滅度、亦與住世時節等同、然彼國衆生、一切無有覩見佛者、唯有一向專念阿彌陀佛、往生者、常見彌陀現在不滅、此卽是其終時益也

とのたまふ、元祖聖人は「選擇集」約對章に

凡流五種嘉譽、蒙二尊影護、斯是現益也、亦往生淨土、乃至成佛、此是當益也、又道綽於念佛一行、立始終兩益、安樂集云

とのたまひて、此の集の文を擧げ、結文

當知、念佛行、有如此等、現當二世、始終兩益、應知

とのたまふ、之に依りて見れば、念佛の現益たる、攝取不捨壽盡必生を始益とし、往生後永く彌陀佛の入滅を見ざるを終益とし、萬行往生の機は、攝取不捨の現益もなく、たとひ回顧の力によりて、往生を得るも、機の感見によりて、彌陀佛の入滅相を見る、然れば、念佛の萬行に勝れたる益を得ることを考へ、萬行の劣にして、難なる行を廢して、念佛の易にして、勝なる行に歸すべしと、二行の廢立を示したまふを、此の集の意とす、唯溫和的言辭をなしたまふ故、廢立の意義辭端に鋒尖をあらはさざるのみ。善導大師に至りて、禪師の釋意を發揮して、正雜二行、專雜二修、助正二業の嚴判となり、源信僧都に至りて、專雜報化の廢立となり、元祖聖人に

至りて、此等を総合して『選擇集』二行章に

但於往生行、而今二行、不限善導一師、若依道綽禪師意者、往生行雖多、束而爲二、一謂念佛往生、二謂萬行往生、若據懷感禪師意、往生行雖多、束而爲二、一謂念佛往生、二謂諸行往生、慧心同之如是三師各立二行、攝往生行、甚得其旨。

とのたまひ、宗祖聖人は、『化土卷』に

凡於淨土一切諸行、綽和尚云、萬行、導和尚稱雜行、感禪師云、諸行、信和尚依感師、空聖人依導和尚。

とのたまふ、禪師一たび萬行と念佛との優劣を判じたまひしより、番々出世の列祖、次第に其意義を展開し、宗祖聖人の『化土卷』に至りて、最其深致を釋顯し、萬行念佛の料簡に就き、行に約し、心を會通して

に約し、體を論じ、相を議し、因を擧げ、果を示し、縷々數萬言、假を去り、權を拂ひて、眞宗の面目を顯して、復遺餘なからしめたまへり、萬行に終益を缺くことは、前の第一大門第七章に『觀音授記經』を會通して

此是報身、示現隱沒相也、非滅度也、彼經云、阿彌陀佛、入涅槃後、復有深厚善根衆生、遠見如故、卽其證也

とのたまひ、今深厚善根は、是念佛を指せる『授記經』の意なることを示して

一向專念阿彌陀佛

とのたまふ、彌陀佛入滅を説けるは、萬行往生の失を示し、常見不滅は、念佛往生の得なりと、『授記經』既に其意ありと示して、二行

を廢立したまふ、終益は此の如く具缺分明なり、始益の二行に於けるは、如何といふに、古説は光明攝取、壽盡必生は、一往萬行に通ずといふものあり、思ふに、善導大師、勉めて攝取不捨の、念佛行者に限れる勝益なることを釋し、親近増上の三縁を示したまふ、禪師豈是と矛盾の意を存したまふべき、攝取不捨は、彌陀佛隨自意の念佛に局る、隨他意の萬行は、所廢の行なれば、此の機の往生は遮したまはざるも、豈不捨の誓益を受るの理あらんや、元祖聖人の、始終兩益を、共に念佛行者の益としたまふこと、道理極成せりといふべし。

集の文に、但能回願とのたまふ、多くの宗學者、回向不回向の義に約し、善導大師の雖可回向得生とのたまふものと、同義に解釋す

れども、此の集下の第七大門第二章に

若能作意、廻願向西、上盡一形、下至十念、無不皆往。

とのたまふ文などより見れば、萬行は廻願往生、念佛は廻願を用ひざるの往生と、分別する禪師の意にあらざるべし、廻向發願も、眞實信心の義具として見るを、此の集の文意とすべし、此の義は覺如上人の「執持鈔」に

歸命のこゝろは、往生のためなれば、またこれ發願なり、このこゝろ、あまねく萬行萬善をして、淨土の業因となせば、また回向の義あり

とのたまふもの、同致と解すべし。

第三節 延年轉壽論

此集第四大門第三章は第二章の念佛勝益の文に次で、問答解釋して、其勝益の多方面に顯現せるありさまを示したまふ、是に五番ありて、一に餘行を遮せざることを明し、二に念佛三昧の勝相、他の三昧に超越することを明し、三に延年轉壽を料簡し、四に念佛三昧の、一切四攝六度を具することを明し、五に地上の念佛を料簡したまふ、今其要を取りて、延年轉壽の義を辨ぜん、此の一節『惟無三昧經』と『譬喻經』とに依りて、其益相を明したまふ、『惟無三昧經』の所明は

二人の兄弟あり、兄は佛教を信じ、弟は佛教は信ぜざれども、善

く人相を観る、或時鏡に向ひて、自己の面相を観るに、七日を出でずして、死する相あらはる、驚いて、智者を介して、佛に救助の法を求めしに、佛一心念佛修戒の法を教へたまふ、よりにて教の如くせしに、六日を経て、二鬼來りて、拉し去んとせしも、念佛の聲を聞て、蹶蹶し歸りて、閻羅王の所へ至りて、其事を告しに、王既に帳簿に、念佛持戒の功力によりて、上天すと記せり

いひ、『譬喻經』は

一長者夢に十日を過ぎずして、利鬼の來りて、拉し去らんといふを感得し、驚て、占相者に尋ねしに、相師卦兆を作りて、夢想の實なるを告ぐ、惶怖やるかたなく、佛に救済を求めしに、佛念佛持戒三寶供養の法を教へたまふ、よりにて教の如くせしに、鬼門

前に到り、念佛持戒三寶供養のありさまを見て、驚て逃れて去り、長者百歳の壽を保ら、死して上天せりといふ事と、是と反對の破戒の長者、現在惡界に打たるゝといふ事とを擧げて、念佛の勝益の現世に現れて、延年益壽の勝相あることをのたまふ。

抑此の念佛の延年轉壽の現益を、此の集に擧示したまひしより、善導大師は之を承て『觀念法門』に五種の増上縁を列擧したまふ中、護念増上縁に現世に於る念佛の利益を述べ、初に

謹依釋迦佛教六部往生經等、顯明稱念阿彌陀佛、願生淨土者、現生即得延年轉壽、不遭九橫之難。

とのたまひ、終に

既蒙護念、即得延年轉壽、長命安樂、因緣一々、具如譬喻經、惟無三昧經淨度三昧經等說。

とのたまひ、元祖聖人は『選擇集』護念章に『觀念法門』と、『往生禮讚』とを引き、私釋を設けて、亦此念佛の諸聖影護のことを述べ、『觀念法門』によりて延年轉壽の益を明したまひ、宗祖聖人は、十五首の現世利益和讃を作り、其第四首に

南無阿彌陀佛をとなふれば、この世の利益きはもなし
流轉輪廻の罪さへて、定業中天のそこりぬ

とのたまふ此の外源信僧都の『往生要集』十門の中、第七の念佛利益章の中、彌陀別益を明したまふ文の如き、『往生禮讚』の四種増上縁の文の如き、現世の利益をあかすもの多し又一向專念の

行者、現世の禍福に、心を寄することを、誡めたまふ文亦少からず、『法事讚』に、上方世界の諸佛證成を擧る文に

信邪事、鬼、餒神、魔、妄想、求恩、謂有福、災障禍橫、轉彌多、連年臥病於牀、枕、聾、盲、脚折、手攣、承事神明、得此報、如何不捨念彌陀。

とあり、是善導大師の現世の禍福に腐心するを誡めたまふにあらずや、存覺上人の『諸神本懷集』に、此文を引き、其意を和述して凡夫の迷へる心を以て、神恩をもとめて、福あらんと思へば、さいはいは來らずして、禍はうたゝ多し、年をつらねて、病の牀にふし、耳しむ、目しむ、足折れ、手くじけ、神明にうけつかふるもの此報をうく、いかんが、すて、彌陀を念じたてまつらざらんとなり

とのたまふ、宗祖聖人は『化土卷』に念佛行者の現世の利益に、心を措くべからざることを述べ、此の『法事讚』の文を引きたまひ、又和讃には

佛號むねと修すれども 現世を祈る行者をば

これも雜修と名づけてぞ 千中無一ときらはるゝ

とのたまひ、元祖聖人は、『淨土宗略鈔』に

されば、念佛を信じて、往生をねがふ人は、ことさらに、惡魔を拂んために、よろづの佛神にいのりをもし、つゝしみをもする事は、なしかはあるべき、況んや、佛に歸し、法に歸し、僧に歸する人には、一切の神王、恒沙の鬼神を眷屬として、常に此人を護りたまふといへり、然れば、かくの如きの諸佛・諸神圍繞して、護り給

はんうへは、又いづれの佛神かありて、なやまし、さまたぐる事あらん、又宿業かぎりありて、うくべからん病は、いかなるもろくの佛神にいのるとも、それにはよるまじき事也、いのるによりて、やまひもやみ、いのちものぶる事あらば、誰かは一人として、やみしぬる人あらん、況んや、又佛の御ちからは、念佛を信ずるものをば、轉重輕受といひて、宿業かぎりありて、をもくらくべき病を、輕くうけさせ給ふ、いはんや、非業をはらひ給はん事ましまさざらんや、されば、念佛を信ずる人は、たとひいかなるやまひをうくるとも、みなこれ宿業也、これよりも、おもくこそうくべき、佛の御ちからにて、これほども、うくるなりとこそは、申す事なれ云

とのたまふ、此等の釋意によりて見れば、延年轉壽等の利益は、念佛の勝徳を示したまふものにて、行者の用心を教へたまふには、あらず、念佛の勝益、此等の相あることをのたまふには、其義あるべし、古人是に四義を開示せり、一には法の具徳を顯さんが爲に、二には未信の人を誘引せんが爲に、三には已信の人をして、益々法徳を味はしめんが爲に、四には一向專念の行者をして、外求の念を絶たしめんための故にと、思ふに、延年轉壽は、世情に隨ひ、他を誘引せんがために、法徳を鼓吹するに過ぎず、我等純なる念佛行者は、唯佛願に全托し、因縁にまかせ、自己のなすべき、報恩の業をなして、悠然自得すべきのみ。

第十八章 顯勝勸信論

第一節 總論

此の集初より第四大門に至るまでは、結局約時被機して、二道二門の教義を闡明し、第三大門に至り、廢聖立淨し、唯有淨土一門、可通入路は、第十八願の眞實之利、易行念佛なることをあらはし、第四大門に至りて、易行中にも、萬行往生ありて、淨土門の行業といふべきも、易行念佛に比すれば、始終の兩益を缺くことを釋して、猶一重の廢立を示し、唯有一路の、易行念佛は、萬行往生に通ぜざること、を明し、是に到りて、題號に安樂集と標したまひたる、往生安樂の教行は、頑雲を拂ふて、明月の壁影を現出するが如く、明白

となり了せり。故に第五大門以下は、上來所明の餘意を開きて、比較顯勝して、往生安樂を勧めたまふなり、比較の相一準ならず、或は行に約し、或は土に約し、機に約し、佛に約す、顯勝の相亦種々あり、或は佛願の勝を顯し、國土の勝をあらはし、修功をあらはし、果相をあらはす、月珠の『講錄』に分類して五科とし、第五大門より第七大門までは、西方の捷徑を明して、往生を勧め、第八大門は、偏歸の所由を示し、第九大門より第十一大門に至るまでを、歸入の義相を明すとし、第十二大門は、他經を引て、結勸すと釋せり。西方の捷徑を明して、勸信する中、第五大門は、易行の頓益をあかし、第六大門は、西方の土體を定め、第七大門は、修入の勝益をあらはすと、いへり。今此の月珠の説に従ふて、講述せん、此の第五大

門易行の頓益を顯はすに亦種々の比對を料簡したまふて、四番の料簡あり第一章は、修道の延促に就いて難易相對し第二章は、此土・彼土の禪觀に就て退・不退相對し第三章は、淨穢二土に就て、漏無漏相對し、第四章に至りて結勸したまふ第六大門西方の土體を定るに亦三章を分つ第一章は、十方西方相對して、正しく西方の勝をあらはし第二章は機の歸向に約して、願取西方の義を述べ、第三章は留教を擧げ凡聖通じて、相無相土に入ることを明す、第七大門は、上の二大門に於て明されたる西方の淨土へ修入するの勝益を顯す、此の五六七の三大門相依りて、在此修因、向佛果の難行聖道に對して、往生淨土證菩提の易行淨土の勝をあけて、勸歸したまふ、此の第七大門に二章ありて、初は取相願生の縛

に非ざること、を明す、是前の第二大門の無相破會の餘意なり、後は因果の妄眞を分別して、西方の勝をあらはす、是亦第一大門第九章の餘意なり、第八大門は、上を承けて西方偏歸の所由を示したまふ、此の門に三章ありて、初に廣く此の集所依の諸經論を擧げて、偏嘆に約して勸め、二に二佛の神力に約して勸め、三に願生の意に約して勸め、三章通じて、偏歸の所由を成ずるなり、第九大門より第十一大門に至るまでは、歸入の義相を明す中に於て、第九大門に二章ありて、娑婆の苦因果に對して、淨土の唯樂無苦を明すを第一章として、所入國土の勝德を顯し、次章は壽命の長短を比較して、其果報の勝るゝことを明し、次の第十大門に至りて、能入の機類を明す、此の第十大門に二章ありて、初に十方同歸、善

薩人天、皆齊く往生することを明す、亦是第一大門第八章、凡聖通往の餘意なり、後の章は、回向の名義を釋して、歸向の義意を示すなり、第十一大門は、修入の勝縁を顯す、此の門に二章ありて、初は受法の縁を明して、遇善知識の勝縁をあげ、次は娑婆の善、惡二業に對して、願生西方の行者、臨終の勝縁をあらはす、第十二大門は、『十往生經』に依りて結勸したまふ、是にて『安樂集』一部の正論餘論を終りて

撰集流通德、普施於一切、先發菩提心、同歸向淨國、皆共成佛道、とのたまふは、集の始

此安樂集一部之内、總有十二大門、皆引經論證明、勸信求往とのたまふを、發端の詞とし、今先より第十二大門の終までを、正

釋とすれば、撰集流通等は、流通分にして、經の序分正宗分流通分の如し。

第二節 修道延促論

第五大門の第一章は、第三大門難易聖淨を明したまふ餘論にして、難行の延と、易行の促とを對照して、其勝を顯して、勸信したまふなり、難行の延を證するに、『菩薩瓔珞經』を引きたまふ、第二大門の第二章にも

此方多時具修施戒忍進定慧未滿一萬劫、已來恒未免火宅顛倒墜落、故名用功至重獲報偽也

とのたまふ文と、今

當今凡夫、現名信想輕毛、亦曰假名、亦名不定聚、亦名外凡夫、何以得知、據菩薩瓔珞經、具辨入道位、法爾故名難行道、又但以一切之中、受身生、死尚不可數知、況一萬劫中、徒受痛燒、

とのたまふ文とを對照するに、難行の延相を證するに「瓔珞經」に依りたまふこと知るべし、唯禪師のみならず、善導大師之を承けて、「般舟讚」に

瓔珞經中說漸教、萬劫修功證不退、觀經彌陀經等說、卽是頓教菩提藏

とのたまふ、難行の行位を説く、獨り「瓔珞經」にかぎらず、然るに、局りて此の經を指すもの、何の意ありやといふに、柳溪の「般舟讚甄解」に四義を以て料簡せり、一には、行位具足するが故に、「華嚴

經」には、四十一地を明す、卽三十心十地佛地是なり、「仁王經」には五十一位を説き、「金光明經」には、但十地佛果を出し、「勝天般若經」には、十四忍を明し、「大品經」には、但十地を明し、「涅槃經」には、五行十功德を明す、諸大乘經に、行の階差を説くこと、大略是の如し、然るに、唯此の經のみ、具に五十二位を説き、名義整足せり、是故に漸を明すに、甚便なるを以て、此の經に依る、二には、他師の説に順ずるが故に、究竟大乘は華嚴、大集、大品、法華、涅槃に過ぎたるはなし、法界平等にして、説なく示なきことを明すと雖、菩薩の行位終に是炳然たり、是を以て、圓家といへども、如教修行の人に至りては、必「瓔珞經」に依て行の階差を取る、是故に天台も亦此の經に依りて、別圓の次位を判せり、故に「法華玄義」には、十信十

住・十行・十回向・十地・等覺・妙覺、今十信の前に於て、更に五品の位を明すと、三には、所説の法に由るが故に、此經兩卷、竺佛念の譯、共に八品あり、始終十重の戒法を明す故に、南北藏共に律部に入る、十重の戒法豈難行に非んや、四には、相承の判に依る、『安樂集』之に據りて、難易行の相を判したまふ、『般舟讚』、『化土卷』は、之を相承したまふ云云といへり、此の柳溪の第一義は、寂此の集の文に、具辨入道行位とのたまふに順ず、信進念戒定慧捨護法發願回向の十信を経て、初住に至りて、不退に住し、十住・十行・十回向・十地・等覺を経て妙覺に達す、五十二段の階級を以て、成俾因果の始終を説く、『瓔珞經』の説相周備するが故に、特に此の經によりて、難行延長を示したまふ。此の集の文に

當今凡夫、現名信想輕毛、亦曰假名、亦名不定聚、亦名外凡夫、未出火宅、

とのたまふ、義意了しがたし、當今の凡夫を十信位中の人としたまふか、十信外の凡夫としたまふか、分明ならず、『六要鈔』に『化土卷』本に此文を引證したまふを註して

當今等者、信外常沒凡夫類也

とあり、十住以上を正定聚し、十信以外を邪定聚とし、十信を不定聚とする定判を以てすれば、文意解しがたきも、今淨土へ誘引の義を帯びて、對機を入道の人と見たまふ故に、邪定聚とはせず、たとひ凡夫といへども、與へて不定聚の名を借りて、信外輕毛の當今凡夫を呼びたまふならん、真諦三藏譯の舊『俱舍論』を引きた

まふは『瓔珞經』に對すれば、助證といふべし、次に易行道を引證するに『大經』及『讚偈』と、『觀經』九品と、『起信論』と、『鼓音陀羅尼經』と、『法鼓經』と、『十方隨願往生經』と、『大法鼓經』、『大悲經』、『涅槃經』、『增一阿含經』、『大品經』とを引證したまひ、結文に

故知念佛利益大不可思議也、十往生經諸大乘經等、並有文證、不可具引也

とのたまふ、此の修道の促を明して、易行を擧げたまふは、對外誘引の義務を帶るが故、萬行往生にも通ずる、此土入證に對して、彼土得證の易行を擧げたまふなり、故に、禪師所歸の易行は、引證の中、初の『大經』及『讚偈』にあり、他は往生淨土を證するのみ、第二章も難行に對して、易行を顯したまふ、難易の義に二途あり、一には、

受身相續、多劫進道を難とし、壽盡必生淨土を易とす、二には、彼此二土に約す、此上は是退地、こゝに於て、修行進道するを難とし、彼土は是不退地、こゝに於て、往生成佛するを易とす、所謂處不退なり、第一義を明すを、修道延促の一章とし、第二義を明すを、次の彼此禪觀比較の章とす、共に難易二行の餘論なり、今要を取りて、第一章の義意を講述し、約土難易の義を略す。

第三節 指方立相論

此の集第六大門の第二章に、義推と標して、行者の坐禮念觀の身口意の三業の、西方に向ふ所以を明したまふ文據なしといへども、義の當然を推して料簡したまふ、故に義推といふ、此の指方立

相の起源は「大經」に

二五二

法藏菩薩、今已成佛、現在西方、去此十萬億刹

とのたまひ、「小經」には

從是西方、過十萬億佛土、有世界、名曰極樂

とのたまふ、故に、淨土門の行者は、三業の所修向西の想をなし、有相の佛界を、願樂するを以て、信教の根本とす、指方立相の語は、「定善義」に出たれども、義は善導大師に始まるにあらず、故に、天親菩薩の「淨土論」、曇鸞大師の「論註」に於ける量功德の解釋、法界身及生無生の義趣、此の集第二大門の無相破會より、今文及下の此彼取相捨穢忻淨の釋に至る文、善導大師の「定善義」の法界身釋、源信僧都の「往生要集」修行相貌の所明等、其關係最廣くして、根

本より枝末に至るまで、論究せんには、談實に容易ならず、今は唯此の集義推の文相によりて、其一端を辨述せん、集の文に

若是聖人、得飛翬自在、不辨方所、凡夫之身心相隨、若向餘方西往
必難

とのたまふ、是れ地上の菩薩等は、真如法性界の理を證して、身心共に自在を得るが故に、敢て向西住心の必要なけれども、凡夫は自在身を得ず、平等寂滅の理を知らず、故に、身心相隨ひて、西方に向ふべきことを示したまふ、地上菩薩の自在神通の事は、「論註」にも

菩薩得報生三昧、以三昧神力、能一處一念一時、遍十方世界、種々
供養一切諸佛

二五三

とのたまひ「玄義分」にも

二五四

神通自在、轉變無方、身居報土、常聞報佛說法、悲化十方、須臾遍滿とのたまふ、又凡夫の向西を要することは、源信僧都の「往生要集」に、迦才の「淨土論」を引て

譬如龍行雲即隨之心若西逝業亦隨之

とのたまふを以て知るべし、總じて、眞如と萬法とは、水と波との如くにて、千波萬浪、千差萬別の當體即是平等無相の一如、一々の當相即是萬法故に、佛の權實二知の所照相妨げず、實智は平等を照し、權智は差別を照す、無邊即邊無方即方なり、「華嚴經探玄記」に、以華藏界是邊無邊不二故名無邊、以無邊邊不二故名有邊、是則不壞邊而恒無邊、不破無邊而恒邊、若謂無邊乖於邊、々乖無邊、是

情計所變法、非正緣起也、以邊無邊是一事故、雙超情計也

といへり、西方淨土は邊にして即是無邊無方なり、聖者は無邊に達するが故に、十方遊化自在を得、凡夫は邊に執するが故に、邊によりて無邊に達す、法藏菩薩この凡夫の情に投じて、西方に淨土を願取して、坐禮觀念みな世俗の臣の君に向ひ、子の父母に向ふが如く、西方の淨土に向ひ、彌陀佛に向はしめらる、其東南西北の方を取らず、西方を取りたまふものは、日輪東方より出で、西方に没ず、故に東方を生處とし、西方を死處とする、閻浮提の習俗に隨ひ、人生の歸趣を知らしめん爲ならんといふを義推の意とす。

文に

以閻浮提云日出處名生、沒處名死、藉於死地、神明趣入、其相助便

二五五

是故法藏菩薩願成佛在西悲接衆生

二五六

とのたまふ支那の古典等に東西南北を四時に配し、東を春として萬物發生の始とし、西を秋として萬物凋落の終とし、東作秋成などの語あり、禪師の衆生の神識終歸する所を知らしめん爲に、西方を願取したまふと、義推したまふ、蓋し、此等の習風に依りたまふならん、閻浮提は須彌山四方の中、南州の土地を呼ぶの名、具さには南閻浮提といふ、印度支那日本等之に屬すといふ古説によりたまふ。

第四節 經住滅論

此の集第六大門第三章に

釋迦牟尼佛一代正法五百年、像法一千年、末法一萬年、衆生滅盡

諸經悉滅、如來悲長痛燒衆生、特留此經、止住百年

とのたまひて、次に凡聖通往の淨土なることを示す、桃溪の『正錯錄』之を錯簡とすれども、もし此文を除去せば、經の住滅を明すの文、突出して上來の文と聯絡なし、此の文ありて、前章の聖者、凡夫の方、無方の義を成じ、法滅の凡夫も、相より無相に達するの利益の念佛によることを知る、是亦第二大門の九番破會、及第三大門唯有淨土一門可通入路の餘論なり、然るに、此の正像末三時の年

二五七

限、及經住滅の遲速、諸經論其說同じからず、故に諸註其解釋紛々たり、此の集に正法五百年、像法一千年、末法一萬年にして、諸經悉滅し、『大經』を特留したまふこと、百年とのたまひしより、善導大師之を承けて、『禮讚』に

萬年三寶滅、此經住百年、爾時聞一念、皆當得生彼

とのたまひ、源信僧都は『往生要集』極樂證據の條下に、慈恩の『西方要決』を引て

末法萬年、餘經悉滅、彌陀一教、利物偏增、大聖特留百歲、時經末法、滿一萬年、一切諸經並從滅、釋迦恩重、留教百年

とのたまひ、元祖聖人は『選擇集』に、特留念佛の一章を置いて、具さに經の住滅を明し、付屬章の私釋に至りて、此住滅の經文により

て定散と念佛との眞假を料簡し、結文に

故知、念佛往生道、通正像末之三時、及法滅百歲之時

とのたまふ、然れば、末法萬年に諸經滅盡し、百歲の間獨り『大經』を留めたまふとは、淨土門列祖の相承の説なること知るべし、然るに、經は唯法滅留教をいふて、年限を説かず、正依の魏譯には

當來之世、經道滅盡、我以慈悲哀愍、特留此經、止住百歲

と説きて、年限の言なし、吳譯の『大經』には

我般泥洹去後、經道留止千歲、千歲後、經道斷絕、我皆慈悲、特留是經、法止住百歲

と説て、千歲法滅を擧げて、正像末の三時をのたまはず、『大乘同性經』には、三時の言あれども、幾年といふ限なし、文に

如來顯現、從兜率下、乃至住持一切正法、一切像法、一切末法、
とあり、慈思の『義林章』第六三寶章に釋して

佛滅度後有三時、謂正像末、具教行證、名爲正法、但有教行、名爲像
法、有教無餘、名爲末法、

といへり、正像末の名義は、此の釋文によりて知らる、正とは正眞、
正當の義にして、教行證の三法具足の時代を正法といひ、像は像
似の義にして、教行の形式は、正法の時代に似たるも、其精神漸く
失墜するが故に、證果を得ることなき時代を像法といひ、唯教の
み残りて、如實の形式も精神も没落せる、有教無人の末尾の時代
を末法といふ。此の三時に就て、年限を指せる經說に、亦異說あ
りて、正像各千年、末法一萬年の說あり、正像各五百年、末法一萬年

の說あり、正法千年、像法五百年の說あり、正法五百年、像法千年、末
法一萬年の說あり、正像各千年の說は、懷感禪師の著なる『詳疑論』
卷三に、『大悲經』を引て

依大悲經、正法千年、像法千年、末法萬年、萬年之後、經道滅盡、特留
此經、更住百年、此刀兵劫時、人多造惡、所執草木、悉成刀劍、互相殺
害、瞋毒熾盛、人壽十歲、身長二肘

といへり。次に正像各五百年說とは、『大乘三聚懺悔經』に
我涅槃後、正法當住於五百歲、像法亦復住五百歲、
と説き、『賢劫經』には

今我能仁所生土地城、名迦維羅衛、乃至正法存立五百歲、像法存
立亦五百歲

とあり、此の經の所説を『末法灯明記』に、正法五百年、像法千年の所據とす、何故なるを知らず。次に正法千年、像法五百年の説は、『悲華經』諸菩薩授記品

般涅槃後、所有正法、住世千歲、像法住世、滿五百歲

とあり。次に正法五百年、像法千年、末法一萬年の説は、『大集月藏經』法滅盡品に

今我涅槃後、正法五百年、住在於世間、衆生煩惱盡、精進諸菩薩、得滿於六度、行者速能入、無漏安穩城、像法住於世、限滿一千年、剃頭著袈裟、持戒及毀禁、天人所供養、常令無所乏

といふ五言の偈あり、『摩訶摩耶經』、『大方便佛報恩經』、『毘尼母論』、『釋迦譜』等亦この説あり。以上諸説の中、此の集は正五像千、末

萬の説に依りたまふ、『傳通記』に其理由を釋して、曇鸞大師を相承すといひ、經論の説最多き故といふ、曇鸞大師の説とは、『讚阿彌陀佛偈』に、龍樹菩薩を像法の始の誕生とし、『論註』に天親菩薩を

在釋迦如來像法之中

とのたまふより、天親菩薩を佛滅後九百年の出世として考へしものと見ゆ、今此の説に従ふ、經釋多處の説に従ひたまふといふも、然るべきことと思はる。

法滅盡の年時亦多説あり、『群疑論』に佛滅後千年滅、二千五百年、一萬二千年、滅增劫七萬歲滅等の諸説を擧げ、良忠は『傳通記』に『玄義分』の末法之遺跡の文を註して、正像末四種の異説をあげ、

『決疑鈔』は『選擇集』特留念佛を註するに、『群疑論』の説をあぐ、其外の諸註を參酌するに大畧九説あり。『涅槃經』には佛滅後四十年滅を説き、『摩訶摩耶經』等には佛滅後千五百年滅、『大集經』には五個五百年、即二千五百年滅、『法住記』には增劫七萬歲滅、群疑論』の一説には、正法千年後滅、『大悲經』には一萬二千歲滅、『善見論』には一萬年滅を説く、之に『大經』等の年時を指さざるものと、此の集等の一萬千五百年滅の説を加ふれば、九説となる。法に勝義・勝法と、形式的の世俗法との滅相あり、滅に漸滅の始と、滅盡の終とあり、又法の滅不滅は、佛遺弟即行者護持の力の厚薄による、故に、同一佛教にして、今日既に滅盡せる地方あり、盛況を見る地方あり、亡滅せる宗旨あり、勃興せる教義あり、あながちに、時を

局るべからず、是諸經説に三時法滅の異説ある所以なり、止住百年の文も、諸註或は實の百年とし、或は滿數を擧げて、多年を顯すといふ、三時の數實數なれば、百年も亦實數と見るべし、是亦護持を勵ますの意を存す、護持の機縁厚ければ、百年のみならず、龍華三會の曉にも達すべし、『涅槃經會疏』に

由緣有濃淡、致使說有賒促

といへるが如し、勿論、住滅を論ずるは、釋尊應身の説法に屬す、彌陀選擇の法體、十方普流の名號は、三世徹貫なるべし、又留教の體は、能詮の言句か、所詮の念佛かといふに、能所詮の存するは勿論、此の經といふべし、たとひ唯名號のみ人口にありて、黃卷赤軸の文句なきも、亦此經といふべし、元祖聖人の『大經釋』に

始皇之燒五經而不失誦尙在人口稱彌陀名可以例焉
とのたまふ是なり。

第五節 佛性論

此の集前の第三大門第三章二門判釋の發端に

問曰一切衆生皆有佛性遠劫以來應值多佛何因至今仍自輪廻
生死不出火宅

とのたまひ今第十大門第二章に至りて又

但以一切衆生既有佛性人々皆有願成佛心然依所修行業未滿
一萬劫已來猶未出火界

とのたまふ此所謂佛性とは如何なるものなるやといふに聖道

門の諸教淨土門の各宗その所談一準ならず是教義の根基行證
の相狀同じからざるに依る佛説は『涅槃經』『獅子吼品』に

一切衆生悉有佛性如來常住無有變易

とのたまひ『十地經』には

衆生身中有金剛佛性

と説き『央窟摩羅經』『大方廣如來秘密藏經』等にも類文あり淨
土經にては『大經』に

受持如來甚深法藏護佛種性常使不絕

とのたまふ。論部にては『佛性論』『法性論』『起信論』等にも衆
生眞性を具して其性成佛の種子となる義をのべたまふ如きの
文枚擧に違あらず註釋類にては『宗鏡錄』に

第一義空、爲之爲性、故名佛性。

といひ、又

一切衆生、有如來藏、能爲佛因、名有佛性、如睡心中、有覺悟性、如黃石中有金性、白石中有銀性、如是、一切世間法中、皆有涅槃性、此性即是衆生、自實故名爲我、々即佛性、隱則名爲如來藏、顯則名爲法身。

といひ、又正了縁の三佛性を説明して

又有三因佛性、金光明玄曰、云何三佛性、佛名爲覺性、名不改、々々即是非常非無常、如土內金藏、天魔外道、所不能壞、名正因佛性。了因佛性者、覺知非常非無常、智與理相應、如人知金藏、此智不可破壞、名了因佛性。

縁因佛性者、一切非常非無常、功德善根、資助覺智、開顯正性、如耘除草穢、掘出金藏、名縁因佛性。

といへり。『華嚴經』の『孔目章』に、自性住と、引出と、至得との三佛性を説明して

一曰、眞如之理、自性常住、無有變改、卽是一切衆生、本有佛性、是名自性住佛性。

二曰、一切衆生佛性雖具、必假修習智慧禪定之力、方能引發本具之性、是名引出佛性。

三曰、修因滿足、則本有佛性、於證後果位之時、了了顯發、是名至得佛性。

といへり、汎く聖道門の諸教を檢するに、小乗は本具佛性をいは

ず權大乘は眞如を法界の體性と談ずるも、凝然として、諸法と作らずといへば、唯理佛性あるのみ、淨土門に在りては、此の集に佛性の義を本具性として、擧げたまひ、『玄義分』には

眞如廣大、五乘不測其邊、法性深高、十聖莫窮其際、眞如之體、量量性、不出蠢々之心、法性無邊、々體則元來不動、無盡法界、凡聖齊圓、兩垢如々、則普該於含識、

とのたまひ、一段の結文に

捨此藏身、即證彼法性之常樂、

とのたまふ、源信僧都の『往生要集』上末に、廣く緣理緣事の菩提心を明し

一切衆生、悉有佛性、我皆令入無餘涅槃、

とのたまひ、正了縁の三佛性を擧ぐ、宗祖聖人は『行卷』一乘海釋に

一乘者名爲佛性、以是義故、我說一切衆生、悉有佛性、一切衆生、悉有一乘、以無明覆故、不能得見、

といへる、『涅槃經』の文を引き、『信卷』の信樂釋に

大慈大悲名爲佛性、何以故、大慈大悲、常隨菩薩、如影隨形、一切衆生、畢定當得大慈大悲、是故說言、一切衆生、悉有佛性、乃至佛性、即是如來、佛性名大信心、

といへる同經の文を引き、更に『眞佛土卷』に至りて

惑染衆生、於此不能見性、所覆煩惱故、經言、我說十住菩薩、少分見佛性、故知到安樂國、即必顯佛性、

とのたまふ、此の釋意に依れば、彌陀佛の大悲心を以て、一切衆生本具の佛性の體とし、天台の正因佛性、華嚴の自性住佛性に配當すべく、『信卷』の信心佛性は了因佛性、又引出佛性に配當すべく、『眞佛土卷』の必顯佛性は緣因佛性、至得佛性に配當すべく思はる。然に、聖道門にては、依心起行の教なるが故、眞如法性を以て、己心の體とし、之を修顯せんことを欲し、斷惑證理の道を迫る故に、教理行果の法は、自己本具の佛性を以て根基とす、淨土他力の法は、取願立法にして、彌陀超世の大悲願を以て根基とし、衆生自己の修功を認めず、自己は翻迷の力用なしと信知す、故に、眞如といひ、法性といふは、彌陀佛正覺の内容にして、全性修起の大悲、卽是南無阿彌陀佛の徳名に過ぎず、この大悲法界に遍滿して、衆生往生

の因法となる『安心決定鈔』に

人の身をば、地水火風の四大よりあひて成ず、小乗には、極微の所成といへり、身を極微にくだきても、報佛の功德のそまぬところはあらず、されば、機法一体の身も南無阿彌陀佛なり、心は煩惱隨煩惱等具足せり、刹那々に生滅す、ころを刹那にちはりてみるとも、彌陀の願行の遍せぬところなれば、機法一体にして、ころも南無阿彌陀佛なり

とあり、聞信の一念、此因法衆生に顯現して、往生一定の相となる、之を信心佛性といふ、淨土に往生して、彌陀の光壽界に入るとき、大悲を開顯して、无生涅槃の妙果を獲得す、之を必顯佛性と云、此名號と信心と、淨土の眞證とを以て、佛性の始中終を談ずる時は、

性體の眞如は翻迷の力用なく、唯修顯の名號に、翻迷の因種となる力用ありと云義を成じ、權大乘の理佛性を談じて、翻迷のちからは、阿頼耶の種子に在りといふ説と、同一となるが如く、もし又名願力は、開發の縁を與ふるものにして、本具の眞如、實に正因なりといはゞ、因果往還、悉く如來回向の法なりといふべからざるか如し、進退共に難問を免れがたきが故に、古來の宗學者皆力をつくして、之が解決を試んとせり、淨土門内にも、鎮西・西山の各派は、眞宗の如く、絶對他力をいはず、教理の解釋は、大抵聖道門の實大乘と、同一の軌轍を取るが故に、佛性の本具力を認め、彌陀佛の大願業力を、通途の與力不障の増上縁とし、正因佛性を、自己に屬して、了因縁因の佛性を、彌陀佛の願力とす、故に他力といへど

も、其實は自他二力の合成にて唯他力の程度、諸佛に比すれば、最強きが故に、他力教といふことゝなる、鎮西派は『決疑鈔』に『安樂集』の文を解して

大悲滿足之如來、難化能化之諸佛、番々出世、繼踵唱覺、吾等障重、未預開化、

とあるを『眞牒』に註して

我等意拙く穢土を厭ひ、淨土を忻ふ意疎しといへども、時々本願不思議、名號功德など思ひつゝ、けられて、少く涙の落ることのあるは、皆是眞如の薰力なり、是を内薰密益といふ

といひ、次に『止觀』四の二の

自非内薰、何能生悟、故生悟力在眞如、

といふ文を引けり、此外鎮西派の解釋、諸註に散在するも、皆同轍にして、自因他縁・生佛合成の他力義となれり。

西山派は堯慧の『選擇集私集鈔』に『安樂集』の文を解して

皆有佛性之一必爾也、應值多佛、道理聞義推

といへり、佛性は因、值佛は縁なり、因縁合成せば、既に成佛してあるべきに、何故、今に流轉せるやといへる問の文に就いて、佛性の因は一切衆生必然本具なるべきも、值佛は稀に不值のものもあるべきも、多劫といふより義推していへるなりと釋するなり、此の文の次に『起信論』を引いて、本具佛性を説明せり、然れば、鎮西・西山の二派、共に佛性の具否などといふことは、問題とはなざるなり、獨り眞宗のみは、他力を極論して、因果往還、佛回向を談ず

るが故に本具の佛性をいへば、因體自己に屬して、宗義に矛盾するが如くなる故に、古來宗學者の問題となりて研究す、其いふ所大約三説ありて、一には、眞宗にても本具佛性は許すべしといふ者、二には、無佛性を談ずる人、三には、本具説と佛回向義との折衷を談ずる人となり、一に本具説を取る人を擧ぐれば、日溪の『聖淨決』に聖道淨土の二門に、三同七異あることを述べ、其第一同は、理性本具なり、

二門雖異、至論本具則一也、光明師云、眞如廣大等、是其類也

といひ、大心海の『眞宗論客編』に

涅槃經言、言衆生中、別有佛性者、是義不然、何以故、衆生即佛性、々々即衆生、乃至石壓筍斜出、崖懸花倒開、莫非佛性、天然相、人々日

用不知法、是本然既非新有、孰不具耶、吾祖和讚、罪業本來無形等之文、唯信文意、佛性即如來、此如來充滿微塵世界、

といへるが如き、皆本具佛性を許し、佛回向義の如きは、性を奪ふて修を談ずるものとす。

二に本具佛性をいはざる説をなす人の中柳溪の『錐指録』に

問、淨土門亦如聖道門、許悉有佛性耶、若許之、何云深信無有出離之緣、若不許、則無佛性、若爾、何云誓願一佛乘耶、答、聖道門以本有理性爲貴、故云三無差別、淨土門專貴彌陀修德、觀念法門、奪衆生本功德力、爲彌陀德、斯乃他力他攝、豈與自力自攝之教同乎、迷倒凡夫、無佛性之可論者、縱令有之、何益之有、故云無有出離之緣、淨土經論、不說佛性、斯之謂也、到安樂國、所顯佛性、即是彌陀光壽佛

姓名元在聖道、非是淨土教義、安樂集初問文中、兼含二門、然至下明往生淨土、則無有一文及之

といへり、此等の説をなすものは、佛性眞如などの説は、聖道門の教理をあらはすものとして、『玄義分』の眞如廣大の釋文も、化前聖道を明すものとし、『安樂集』の皆有佛性の文も、聖道門の考を以て、問を起せしものとし、『和讚』の心性もとより、淨けれどこの文も、聖道門の事とする、しかし、文は學者の執見に依ることはいへども、甚しき曲解、又牽強附會の説は、なすべきことにはあらず、此の集皆有佛性の文も、悉有佛性は、自他共許の教理なるが故に、答の文に、特に之をいふの必要なきを以て、いはざりしとも解すことを得、況んや、第十大門第二章、既有佛性の文は、問にあらずして、禪

師自發の語なるをや、抑溪の下に至りて、一文も之に及ぶことなしといふもの、不通の言辭となる『步船鈔』の文を熟讀するも、『玄義分』の眞如の讚文、あながち化前聖道門を指すにあらずして、二門の教源を明すものとも見るべし、況んや、結文の法性の常樂といふもの、前後照應するにあらずや、淨土の經論に、佛性眞如をいはずといふも、大心海は此事を辨じて、深く諸典を見ざるの過失とし、淨土の經文・論釋、未だ曾て不具佛性を談ずるものを見ず、況んや、國如泥洹といひ、從如來生といひ、自然虛無といひ、護佛種性といへるの類文多きをやといへり、要するに、眞如・法性・佛性などいへる語の、目障りとなりて、淨土門の辭書中より、此の語を除き去らんとする如き説は、僻見なり、三に折衷説とは、桃溪の『正信偈

文軌開首』に、佛性の體を擧げて、一實眞如の佛教々理の本源なることを叙し、

稀稗瓦礫、亦是螻蟻蝮子、亦是乃至一切衆生、孰不具此一如。

といひ、次に彌陀佛の實相身、爲物身を叙して、實相身は眞如・法性、即是本具の佛性なるもの、是を性の他力といひ、光明名號の攝化、之を修の他力といふ、文に

實相身者、一切衆生心性也、以彌陀一佛、爲法界實相總體、則一切衆生心性、卽彌陀實相之所徧也、但衆生自局爲己心性、不知與彌陀同體無差耳云云

とあり。此の説は、本具佛性の説を擒にして、淨土教義を推し立つるものにして、義趣掬すべきものありといへども、自他二力は、

修の上に立つ名相にして、性の他力といふもの、恐らくは學者の共許する所にあらざるへし、又龍華の『選擇集錄』に、經釋の言説は、佛祖善巧の意趣、其所顯種々ありとし、佛性説に、淨無聖有、と聖淨一理と、淨有聖無との三説あることを述べ、是亦折衷の一派と見るべきのみ。

今思ふに、一乘究竟を以て誇りとする絶對他力の眞宗に、眞如縁起といふことを嫌忌するが如きは不通の論なりといふべし、又佛性そのものを、如來の所有といひ、衆生のもつといふは、法性に彼此の差別、我他の限量あることとなりて、理を盡さず、全體眞如法性佛性などいふものは、普遍的無限的無邊的にして、我他彼此の別なし、故に彌陀佛のものとも、衆生のものともいふべからず、

されども、彌陀佛を以て立場とする教義にては、眞如法性佛性などは、すべて彌陀正覺の体なりといふべく、依心起行の聖道門にては、眞如法性佛性などは、其全體自己の心の体といはる、譬へば、四條橋畔に立ちて、叡山をなかむれば、叡山は四條橋の風光であり、叡山の巔に登りて、四條橋を見れば、四條橋は叡山の景色である、自己と佛願と、教義の立場の異なるより、眞如法性佛性のながめ方のちがふなり、其實は法界一如平等の理體にして、我他彼此もなく、因にもあらず、縁にもあらず、聖道門は自己の心を基點とする行證なるが故に修より性に及ぼして、正因と名け、淨土門は翻迷の力用は、願力にあるが故に、願力所成の名號を、佛性の體とす、眞如法性佛性は、教源を明し、染淨の縁起をいひ、法界一如をいひ、

諸佛所證をいふには、眞宗といへども、之を説かざるべからず、究竟大乘の根基なるが故なり、聖淨二門の教義は、修より起る因果法なり、性海何ぞ二門の別あらん。

此の集所明の始終を見るに、聖道偏見の人に對し、萬行執心の人に對し、淨土の教義を、准通的に明したまふの意趣、筆端に溢る、宗祖聖人『本典』にのたまふ如き露骨的なる文を、此の集に求むるは、雞卵を見て、時夜の聲を求むるが如し、故に知る、此の集所説の皆有佛性も、既有佛性も、聖淨一理の上に於てのたまふ、聖道門の人自己の立場より、已心の性とも見るべし、よく禪師の教化に達し、他力他攝の眞髓を得たる人は、往生の因果は、彌陀願力の所成にして、所謂佛性は、彌陀佛開覺の法界一如の理体なりと見るべ

し、佛性の上に、二門の同異を論ずるが如きは、斷じて禪師の此の集を撰したまふ意にあらず、此の義は、龍華師の聖有淨無と、淨有聖無と、聖淨一理と、佛性に三種の所談ありといへる説を潤飾して述べたるなり。

第六節 回 向 論

回向は佛教各宗通して談する所なれども、眞宗に所謂如來回向の義は、他の聖道門各宗は勿論、淨土門内鎮西西山の流派にもいはざる所なり、是宗祖聖人已證の法門にして、曇鸞大師の『論註』の終り、覈求其本以下の釋意よりあらはる、今此の『安樂集』第十大門第二章に擧る所の回向義は、微意は存すべきも、文勢は如來

回向の義にあらず、通途の教語に准じたる、從生向佛の回向なり、此の集所説の六廻向を、彼淨影の『大乘義章』の三回向に對すれば第一の

既至彼國、還得六通、濟運衆生

とのたまふと、第五の

廻施衆生、悲念向善

とは、衆生回向にして、第二の廻因向果と、第三の廻下向上と、第四の廻遲向速との三は、菩提回向、又第六の

廻入去、卻分別之心

は實際回向なり、又文勢に就ていへば、第一は總にして、往相還相の二回向をいふ、文に

將所修諸乘、廻向彌陀

とは往相なり、前に擧ぐる既至彼國等は還相なり、第二以下は別にして、第二第三第四は往相、第五は還相、第六は法徳をいふ、往相は自利にして菩提回向、是別の中の二・三・四の世間に住せざる智なり、還相は利他にして、別の中の第五、即是衆生回向にして、道に住せざるの悲なり、總の句には、還相を指して、不住道といひ、別の中には、往相を指して、不住世間といふ、理實には、總句の生彼國の下に、不住世間の句あるべく、別の悲念向善の下に、不住道の句あるべきを、影略互顯したまふなり、真宗列祖の釋の中『論註』に

凡釋回向名義、謂以己所集一切功德、施一切衆生、共向佛道

とのたまふは『淨土論』の

菩薩巧方便回向成就

の文を釋したまふなり、回を回、施の義とし、向を佛道に趣向する義とす、此の集の

回施衆生、悲念向、善

とのたまふに同じ、但『論註』は一心の具徳を開いて彌陀佛の利他大悲をあらはす義を含み、此の集は往生人に約するの不同あるのみ、又『淨土論』の五念門の第五回向門を釋して『論註』に

回向有二種相、一者往相二者還相云云

とのたまふは、前四念門を自利とし、後一念回向門を利他とし、淨土に往生する因位に於て、修する利他行を往相の回向といひ、往生の後穢國に還りて修する利他行を還相といふ、共に衆生回向

に約して、菩提回向をいはず、又弘願眞實義にして、自力定散の回向をいはず、善導大師は『觀經』の回向發願心を釋して、『散善義』に言、廻向發願心者、過去及以今生、身口意業、所修世出世善根、及隨喜他一切凡聖、身口意業、所修世出世善根、以此自他所修善根、悉皆眞實深信心中回向、願生彼國、故名回向發願心也

とのたまふは、定散自力の狹善趣求の回向を釋し、次に

又回向發願々、生者必須決定眞實心中回向願、作得生想

とあるは、弘願眞實の如來回向を須ゆる、非定非散の念佛をのたまふ、此の回向は、六字釋の發願回向と同義なり、此の集の回向義と、源信僧都の『往生要集』中本に

五義具足、是眞回向、一聚集三世一切善根、二薩婆若心相應、三以

此善根、共一切衆生、四廻向無上菩提、五觀能施所施々物、皆不可得、能令諸法實相和合云云

とのたまへるとは、准通立別の義勢を用ひたまふ。此の集の文に諸業回向とのたまへるの語は、弘願回向の義具と解するとき、敢て妨ぐることなし、『執持鈔』に發願回向を從生向佛の義として

南無は歸命、々々のこゝろは、往生のためなれば、またこれ發願なり、このこゝろ、あまねく萬行萬善をして、往生の業因となせば、また回向の義あり

とのたまふ如く、念佛に普該諸度の徳あること、此の集第四大門にのたまふを以ても、諸善回向の義あること知るべし、此の集自

利回向の三種自ら總別を成ず、回因向果を總とし、下品の行を回して、上品の行に向ふと、萬劫遲漸を回して、一形頓速に向ふを別とす、此の意亦萬行諸善を回轉して、最上頓速の念佛に入るをいふ、第六の回入は、生死に回入するをいひ、無分別心は、弘願念佛の法徳をいふ。

第十九章 結 論

上來章を重ねて、『安樂集』の要義を講述せり、只恐る謗劣の才、釋意の蘊奥を、啓發すること能はざるのみならず、其文義をも、誤解せるものあらんことを、冀くば、此の書を読む仁、その過失を指摘して、高教を垂れたまはんことを。思ふに真宗七祖釋義の中、此

の集と、『往生要集』とは、日溪の所謂『大經』の本營より『觀經』の邊城に出で、廣く諸經論にわたりて、敵を防ぎ斥けるもの、或は戦ひ、或は誘致し、方便一にあらざ、故に、其言辭多方面に及び、義趣婉曲、紫朱辨じがたく、意致掬しがたし、雪山の如き英匠すら、少時此の集を讀みて、禪師の列祖たるを疑ひ、休々子の教示を稟けて、始て其眞宗相承の祖たるを知るといへり、桃溪の爛眼、其錯簡脱字を疑議して、之を筆端に顯し、題して『正錯錄』といへり。古昔の碩學すら、尙此の如し、況んや、淺短老生の如きものをや、戰兢厝くと能はず、謹で、古書に對する禮を守り、能ふかぎり、章篇の文字を尊重して、敢て錯簡脱字を論ぜず、先哲の遺著を參考して、其釋意を窺へり、卷首に述し如く、禪師の出世、鸞師と導師との中間に在

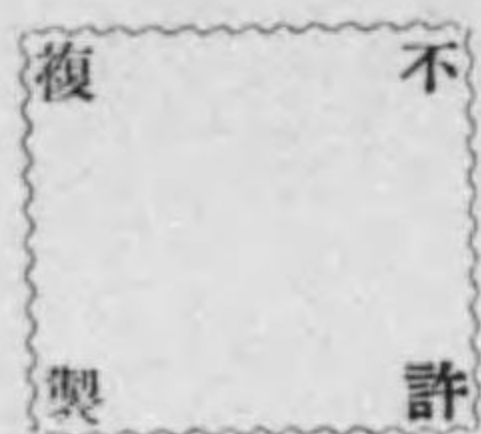
りて、鸞師の絶對に據りて、内淨土教義の體徳を、闡明にしたまひしを承けて、相對に約し、外に向ひて、巧に誘引の筆を揮ひたまへり、故に、一部始終を通覽するに、是報非化の論に、古舊相傳の大師に對し、是爲大失と呵したまふ外は、つとめて自他共許の言辭をなし、穩和に諸師の謬解を破し、唯有淨土一門、可通入路の義を極成したまへり、其二門二行の廢立の如きも、二門を呼んで、二種勝法といひ、二行の優劣を明すに、始終兩益を以てし、萬行を雜行と貶し、千中無一と嫌斥せる導師の如くならず、約時被機を廢立の根據として、法の勝劣を論ぜず、後出の導師の爲に、地盤を作りたまふ者の如し、老生は常に思ふ、支那に於る、綽師と導師とは、日本に於る、法然親鸞兩聖人に似たりと、老生の此の集を講ずる、杜撰

孟浪恐くは、大方の嗤笑を招かん、然れども、之によりて、識者の此の集に眼を寄するの縁となり、好辭妙論の、之によりて起ることあらば、老生の本懐これに過ぐべからず、敢て蕪言を陳べて結語とす。

安樂集概説畢

大正十五年九月十五日印刷
大正十五年九月二十日發行

〔定價貳圓七拾錢〕



著作者

鈴木法琛

發行者

小山法城

印刷者

石井喜太郎

京都市北小路新町西入

刷印社文國都京

發行所

京都市猪熊通七條上ル
振替大阪二一八四七番

龍谷大學出版部

324
4
43

終